

平成31年度 BCP策定費用助成企業の募集要項

申請時の提出書類

- (1) 品川区BCP策定費用助成金交付申請書（区指定様式）
 - (2) コンサルティング等受講内容計画書および経費内訳書（区指定様式）
 - (3) 経費算出根拠書類（見積書等）
 - (4) 履歴事項全部証明書（発行から3か月以内のもの）
※（個人の場合）所得税の確定申告書および決算書のコピー
 - (5) 法人事業税納税証明書および法人都民税納税証明書
※（個人の場合）個人事業税納税証明書および住民税納税証明書（居住地用と事業者用）
 - (6) 誓約書（区指定様式）
 - (7) BCP策定助成費用申請書類チェックシート（区指定様式）
 - (8) 申請者（担当者で可）の名刺
- * 必要に応じ、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

令和2年2月28日（金）締切

◎助成の決定 申請書、その他資料を元に助成対象事業の詳細、現在の会社・事業所の状況等を説明いただき、内部審査を経て助成企業を決定します。説明については予めご連絡をいただき、申請書類等一式を持参し来所いただきます。（日程の調整をさせていただきます。また、郵送の場合も、後日来所いただき、説明が必要になります。）

§ 助成金の交付決定

助成金の額はかかった対象経費の2/3で、100万円を限度とします。（1,000円未満の端数については切捨いたしますのでご了承下さい。）ただし、申請件数・所要経費等を考慮し、予算の範囲内で区が交付予定額を決定するので、対象経費の2/3とならない場合があります。

§ 実績報告

助成企業には、事業完了後にかかった経費の領収書や策定したBCPを添付した実績報告書を提出していただきます。

（提出の際、助成後の成果物、会社・事業所の状況の説明が必要ですのでご来所いただきます。）

§ 助成金の交付

助成企業には、実績報告書提出後に助成金の確定金額をお知らせします。その後、請求書を提出していただき1か月以内に助成金を振り込みます。

◎対象者

- (1) 品川区内に本社(個人にあつては主な事業所)を置く中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に定められた中小企業者その他の組合または法人であること。
※みなし大企業、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により規制の対象となるもの、品川区暴力団排除条例に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものを除く。
- (2) 品川区で引き続き1年以上事業を営んでいること。
- (3) 法人事業税および法人都民税(個人事業主の場合は個人事業税および住民税)を滞納していないこと。

◎対象経費

企業のBCPに係る以下のいずれかの内容のコンサルティングなど(平成31年4月から令和2年3月まで(平成31年度)の間に完了し、または完了する予定のもの)を受けた際のコンサルティング料や耐震診断料

- (1) BCPまたはBCM(※1)に関するセミナー、ワークショップの実施
- (2) 経営者・社内担当者へのBCPまたはBCMに関する情報提供
- (3) 他社事例の提供(BCP策定企業の施策等)
- (4) BCP策定の前提対策として行う現状の脆弱性、課題等の抽出(事業所の耐震診断を含む。)
- (5) BCP策定支援
- (6) 策定したBCPの見直し、検証等
- (7) BCP策定後のBCM実施支援
(※1) BCM(Business Continuity Management;事業継続マネジメント)
…事前対策を計画的に実施する、訓練を行う、など定期的にBCPの改善を図る活動のこと

◎申請に関する注意事項

- (1) 提出された書類はお返ししません。
- (2) 交付決定
 - ① 審査内容に関するお問い合わせについては、一切応じません。
 - ② 助成金の交付予定額は、書類審査終了後にお知らせします。
(助成金の交付予定額は、助成金申請額と異なる場合があります。)
- (3) 助成対象成果物、実績報告書等の提出
助成対象事業が完了し次第、事業継続計画書等の成果物、実績報告書等を速やかにご提出いただきます。
- (4) 助成金額の確定
最終的な助成金額は、対象として決定を受けた事業の実績報告書提出後に確定いたします(実績により、助成交付予定額から増額または減額となることがあります。)
- (5) 助成金交付決定の取消し
次のいずれかに該当したときは、助成金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。

- ・ 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- ・ 助成金を他の用途に使用したとき。
- * なお、助成金交付決定の取消しを行った場合、すでに交付されている助成金がある場合は、取消しにかかる金額分を返還していただきます。
- * 助成金の返還にあたっては、助成金の交付を受けた日から当該返還金の完納の日までの期間の日数に応じ、当該助成金の額につき年10.95%の割合で計算した違約金額を納付していただきます。

問い合わせ先（書類提出先）

記入の方法などご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

品川区商業・ものづくり課中小企業支援係

〒141-0033 品川区西品川1-28-3 （品川区立中小企業センター2階）

TEL 5498-6340（直通） FAX 5498-6338